

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目 3 番29号
三精テクノロジーズ株式会社

取締役社長 中 川 実

第 67 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成29年6月28日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 2 番 1 号
メルパルク大阪 5階「カナレー」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第67期（平成28年 4月 1 日から平成29年 3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成28年 4月 1 日から平成29年 3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- | | |
|---------|-------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役 8 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査役 1 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年 6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（３頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分までにご行使ください。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sansei-technologies.com/>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sansei-technologies.com/>) に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード*」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は平成29年6月28日（水曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早目の行使をお願い致します。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 午前 9 時～午後 9 時)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願い致します。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 午前 9 時～午後 5 時 土日休日を除く)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得の改善等により緩やかな回復傾向にあったものの、世界経済では、英国のEU離脱や米国の新政権による政策の不安定さ、中国経済の失速懸念等先行きが不透明なまま推移しました。

このような環境下、当社グループは舞台設備・遊戯機械・昇降機および保守改修の4部門で業績の向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の事業別受注額につきましては、舞台設備が公共ホール等の大型案件の受注を主体に前年比10.7%増の7,701百万円、遊戯機械は引続き国内外の大型案件の受注獲得が進み同3.7%増の9,995百万円、昇降機が同19.6%増の1,104百万円、保守改修部門は同2.9%減の9,844百万円となり、当連結会計年度の受注額合計は同3.6%増の28,645百万円となりました。

売上高につきましては、遊戯機械において大型のテーマパーク案件や新型コースター等が完工したこと等により前年比55.1%増の10,424百万円、保守改修部門も大型の舞台改修案件の完工が重なったこと等により同18.1%増の10,850百万円、舞台設備は、観音寺市民会館「スタッフホール」や白河文化交流館「コミネス」等の公共ホールや大規模コンサート等を計上したものの同5.8%減の6,751百万円、昇降機が同20.8%増の1,022百万円となり、全体で同21.4%増の29,122百万円となりました。

利益につきましては、遊戯機械が当社および米国子会社とも大型案件の進捗や採算が改善したことに加え、保守改修部門が好調に推移したこと等により営業利益は前年比54.9%増の3,226百万円、経常利益は同52.7%増の3,396百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同72.3%増の2,224百万円と大幅な増収増益となり、売上・利益とも過去最高額を更新致しました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資の状況につきましては、生産性の向上および受注拡大を目指し665百万円実施致しました。その主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は自己資金を充当致しました。

在外子会社新社屋および工場建設	330百万円
LED Vision等	70百万円
工場用生産設備	51百万円

資金調達の状況につきましては、当連結会計年度中の資金需要に対応するため、資金調達を行い期末借入金残高は前期に比べ279百万円増加し、2,932百万円となりました。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第64期	第65期	第66期	第67期 (当連結会計年度)
	25. 4. 1 から 26. 3. 31まで	26. 4. 1 から 27. 3. 31まで	27. 4. 1 から 28. 3. 31まで	28. 4. 1 から 29. 3. 31まで
受 注 高 (百万円)	20,871	27,591	27,660	28,645
売 上 高 (百万円)	20,805	24,479	23,990	29,122
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	599	1,059	1,291	2,224
1株当たり当期純利益	32円57銭	57円58銭	70円17銭	120円85銭
総 資 産 (百万円)	33,756	39,277	35,829	40,303
純 資 産 (百万円)	24,351	25,444	25,700	27,726
1株当たり純資産	1,320円76銭	1,382円72銭	1,395円13銭	1,502円99銭

(注) 受注高はレジャー・サービス業および不動産賃貸営業を除いております。

(4) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンエース	50 百万円	100 %	遊戯施設営業
株式会社サンセイメンテナンス	20	100	エレベータ等 据付・保守改修業(注)1
サンセイメンテナンス株式会社	10	100	エレベータ等 据付・保守改修業(注)1
サンセイファシリティーズ株式会社	10	100	ビル管理請負業 発送業務請負業
株式会社テルミック	13	100	テレビおよびコンサート等の電 飾・機械装置の製作・設置・操作
Sansei Technologies Inc.	19 百 万 米ドル (注)2	100	米国国内における持株会社
S&S Worldwide, Inc.	4 百 万 米ドル (注)2	間接100	遊戯機械の設計・製造・施 工・販売業

(注) 1 株式会社サンセイメンテナンスは西日本地区を、サンセイメンテナンス株式会社は東日本地区をそれぞれ管轄しております。

(注) 2 資本金に資本剰余金を含めて記載しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米国・欧州の政治状況や朝鮮半島情勢等の影響もあり、先行きに不透明感が残るものの、緩やかな回復基調が続くものと見込まれます。

このような環境の中、当社グループは、舞台設備・遊戯機械・昇降機および保守改修の4部門で国内はもちろん海外展開にも注力するとともに、新たな事業や顧客の開拓に取り組んでまいります。

また、グループ各社が持つ豊かな経験と技術力を活かし、競合他社を圧倒するような高品質で独自性の高い製品開発にも取り組み「ユニークなグローバル・ニッチ・カンパニー」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いからお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
舞台設備関連事業	舞台機構、吊物装置、音響装置、照明装置等の製造販売。 テレビ局・舞台・イベント・コンサート等の電飾、機械装置の製作、設置および操作。
遊 戯 機 械 事 業	各種コースター、スカイタワー、ルーピングスター、ワンダーホイール、急流すべり、ジャングルマウス、スブラッシュフォール等の製造販売。
昇 降 機 事 業	エレベーター等の装置および特殊機構の製造販売。
保 守 改 修 部 門	上記各製品の保守および改修。
不 動 産 賃 貸 営 業	不動産および駐車場の賃貸営業。
レジャー・サービス業	国内における遊園地において、遊戯施設の運営管理。

(7) 主要な営業所および工場

当社	事業所名	所在地
	大阪本社	大阪府大阪市
	神戸事業所	兵庫県神戸市
	東京支店他5営業所	東京都新宿区他
株式会社サンセイメンテナンス		大阪府大阪市
サンセイメンテナンス株式会社		東京都新宿区
株式会社サンエース		大阪府大阪市
サンセイファシリティーズ株式会社		大阪府大阪市
株式会社テルミック		東京都台東区
Sansei Technologies Inc.		アメリカ合衆国カリフォルニア州
S&S Worldwide, Inc.		アメリカ合衆国ユタ州

(8) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年令	平均勤続年数
809名	+21名	40.4才	12.9年

② 当社使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年令	平均勤続年数
244名	+11名	42.7才	16.8年

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,332,057株 |
| ③ 当期末株主数 | 3,877名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
鳥海 節夫	1,846	10.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	936	5.08
京阪神ビルディング株式会社	828	4.50
株式会社三井住友銀行	805	4.38
株式会社三重銀行	805	4.38
株式会社西島製作所	801	4.35
三井住友ファイナンス&リース株式会社	693	3.77
三井住友カード株式会社	692	3.76
住石マテリアルズ株式会社	666	3.62
丸一鋼管株式会社	652	3.54

(注) 当社は、自己株式922,988株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発効決議日		平成27年7月9日	平成28年7月14日
新株予約権の数		238個（注1）	345個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,800株	普通株式 34,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 60,600円	新株予約権1個当たり 54,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり1円）
権利行使期間		平成27年8月8日から 平成57年8月7日まで	平成28年8月13日から 平成58年8月12日まで
行使の条件		（注2、3、4）	（注2、3、4）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：238個 目的となる株式数：23,800株 保有者数：5名	新株予約権の数：345個 目的となる株式数：34,500株 保有者数：6名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
2. 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は、次の条件のもと、新株予約権を行使することができます。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人になることができません。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り、一括して新株予約権を行使することができる。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第2回新株予約権
使用人等への交付状況	当社執行役員 （当社の取締役を兼ねている者を除く）	新株予約権の数：305個 目的となる株式数：30,500株 交付者数：13名

- (注) 第2回新株予約権の概要は、「①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(3) 会社役員の状況（平成29年3月31日現在）

① 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中川 実	
代表取締役副社長	大志万 公博	サンセイファシリティーズ(株)代表取締役社長兼務
取締役専務執行役員	良知 昇	保守サービス本部長兼生産本部副本部長
取締役常務執行役員	江部 一昭	遊戯機械事業本部長 (株)サンエース代表取締役社長兼務
取締役常務執行役員	荻野 均	舞台機構事業本部長
取締役常務執行役員	小野 忠司	東京支店長兼昇降機事業本部長
取締役	アイアトン・ウィリアム	アイアトン・エンタテインメント(株) 代表取締役社長
取締役	大野 忠士	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
監査役（常勤）	皆木 啓幸	
監査役	池口 毅	弁護士
監査役	安川 喜久夫	(株)ゲノム創薬研究所 代表取締役社長
監査役	垣内 明彦	

- (注) 1. 取締役アイアトン・ウィリアムおよび大野忠士の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役アイアトン・ウィリアムおよび大野忠士の両氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役安川喜久夫氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
5. 社外取締役アイアトン・ウィリアムおよび大野忠士の両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 社外監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査役皆木啓幸氏は、当社の管理本部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当該事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
平成28年6月29日開催の第66期定時株主総会において、良知昇氏が取締役に新たに選任され就任致しました。また、同株主総会において、大北朝一氏が取締役を退任致しました。
9. 当該事業年度末日後における取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
大志万 公博	代表取締役副社長 サンセイファシリティーズ(株)代表取締役社長兼務	代表取締役副社長
良知 昇	取締役専務執行役員 保守サービス本部長兼生産本部副本部長	代表取締役副社長 企画室担当兼保守サービス本部長
小野 忠司	取締役常務執行役員 東京支店長兼昇降機事業本部長	取締役常務執行役員 東京支店長

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	9名 (2名)	165,617千円 (20,016千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	4名 (3名)	28,880千円 (11,610千円)
計	13名	194,497千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第64期定時株主総会において年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、当該報酬額とは別枠で、平成26年6月27日開催の同株主総会においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額300万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役18百万円)を含んでおります。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会において年額350万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する状況

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	アイアトン・ウィリアム	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。
取締役	大 野 忠 士	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、大学教授としての高い見識を活かし意見を述べています。
監査役	池 口 毅	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会12回中12回に出席し、弁護士としての専門的知見を活かし意見を述べています。
監査役	安 川 喜久夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会12回中12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。
監査役	垣 内 明 彦	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会12回中12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2氏および社外監査役3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(6) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社および連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、当該会計監査人を解任致します。

また、監査役会は、監査役会の定める会計監査人選定・評価基準に従って、会計監査人の解任または不再任を妥当または相当と認めるときは、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

1. 処分対象

新日本有限責任監査法人

2. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

3. 処分理由

- ・ 他社の監査において社員の過失により、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと
- ・ 監査法人の運営が著しく不当と認められたこと

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を一部改定する決議を致しました。

改定後の当該方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、法令および当社で定める文書を含む情報の作成・保存・管理に関する規程に基づき厳正に管理します。
- ②管理本部は、会社の重要な情報の適時開示を所管し、情報を迅速かつ網羅的に収集する体制を整備します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①全社的なリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が行います。
- ②各部門長は、リスク管理基本規程に基づき、リスクを管理します。
- ③当社製品の安全性確保・品質向上については、品質改善会議において、定期的に見直し推進管理を行います。
- ④緊急事態に備え「緊急事態・重大リスク発生時の対応体制」を制定し、緊急時の社員の役割を明確化します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を、毎月1回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令・定款・取締役会規則に従い、重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を行います。
- ②役員人事、組織、事業計画等全社的な重要事項については、取締役専務執行役員以上の取締役および社長が指名する者で構成する経営会議において協議した上で、取締役会に上程します。監査役は、経営会議に出席し意見を述べることもできるものとします。
- ③各部門長が出席する部長会を必要に応じて開催し、意見を集約した上、業務を執行します。
- ④管理職等が出席する全国正副ライン長会議を開催し、期初に業務方針を検討し徹底します。

(4) 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の全役員・社員は、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守するために「三精テクノロジー株式会社倫理規程」を制定し、周知徹底します。
- ②法務監査室は、全社的なコンプライアンスの整備および実施の状況を内部監査します。
- ③内部通報制度を設けて、コンプライアンスに反する行為を早期に発見、是正します。
- ④社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の点検および整備を行います。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役の職務の執行に係る報告に関する体制

当社は、各子会社に取締役を派遣し、各子会社の取締役会にて経営の報告を受けます。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を担当する機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ②当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させます。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分を定めます。
- ②当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、グループ倫理規程を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ②当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役を配置するとともに、当社の法務監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する内部監査を実施します。
- ③当社は、当社グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役からの要請があれば、その職務を補助する使用人を配置することとし、その人事は取締役と監査役が協議して決定します。
- ②監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わせなければならないものとします。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ①監査役は、取締役会、経営会議、本部長会その他重要な会議に出席し、取締役から重要事項の報告を受けます。
- ②取締役および使用人は、
 - (a) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - (b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、職務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ②当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行います。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。
- ②当社グループの内部通報制度において当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務は当社がその全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議します。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的に協議し、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見の交換や必要な要請を行います。
- ②当社の監査役は、会計監査人、当社法務監査室等と定期的に協議し、当社グループにおける会計監査、内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の現状について意見交換をします。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な体制の是正を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除します。そのため、対応統括部署を設置し、所轄警察署や顧問弁護士等との連携体制を整備します。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて、社内の諸規定および業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会、経営会議、本部長会その他重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、法務監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制システムの有効性の評価を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成17年5月27日開催の取締役会において、「大規模買付行為への対応方針」を導入し、その後、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会、平成20年6月27日開催の第58期定時株主総会および平成21年6月26日開催の第59期定時株主総会において、株主の皆様の了承を得て同方針を継続し、併せて、平成22年6月29日開催の第60期定時株主総会および平成25年6月27日開催の第63期定時株主総会において、株主の皆様の了承を得て同対応方針を一部改定した上（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、本対応方針を継続してまいりました。

しかしながら、本対応方針導入時とは当社グループを取り巻く市場および経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株式の大量買付行為に関する整備が進んでいることから、当社グループの中長期戦略を実行し、企業価値および株主共同の利益を一層向上させていく中で、本対応方針を継続する意義が相対的に低下した状況を勘案し、当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、本対応方針の有効期間である平成28年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって本対応方針を継続しないことを決議し、同株主総会終結後、同日開催の取締役会において、本対応方針が有効期間満了により失効したことに伴い、基本方針もこれと同時に失効したことを確認致しました。

なお、当社は本対応方針の有効期間満了後も、大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための情報の収集や開示に努めるとともに、関係法令および当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,999,621	流 動 負 債	8,295,330
現金及び預金	11,267,636	支払手形及び買掛金	2,458,457
受取手形及び売掛金	8,732,537	短 期 借 入 金	384,417
電子記録債権	383	一年内返済予定の長期借入金	371,858
有 価 証 券	295,571	未 払 法 人 税 等	1,059,818
仕 掛 品	535,752	未 払 消 費 税 等	440,831
原材料及び貯蔵品	773,676	前 受 金	1,906,813
繰延税金資産	656,625	賞 与 引 当 金	438,067
そ の 他	784,033	役員賞与引当金	20,000
貸倒引当金	△46,596	工事損失引当金	200,173
固 定 資 産	17,304,267	そ の 他	1,014,893
有 形 固 定 資 産	9,128,495	固 定 負 債	4,281,764
建物及び構築物	4,028,777	長 期 借 入 金	2,175,790
機械装置及び運搬具	567,710	繰延税金負債	571,638
土地	4,068,288	退職給付に係る負債	1,523,455
建設仮勘定	215,913	そ の 他	10,880
そ の 他	247,805	負 債 合 計	12,577,095
無 形 固 定 資 産	3,138,288	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	2,157,331	株 主 資 本	25,859,551
そ の 他	980,956	資 本 金	3,251,279
投資その他の資産	5,037,484	資 本 剰 余 金	2,423,913
投資有価証券	3,763,854	利 益 剰 余 金	20,648,141
長期貸付金	49,564	自 己 株 式	△463,782
繰延税金資産	267,183	その他の包括利益累計額	1,809,084
そ の 他	959,316	その他有価証券評価差額金	1,158,111
貸倒引当金	△2,434	繰延ヘッジ損益	69,488
		為替換算調整勘定	581,484
		新 株 予 約 権	58,158
		純 資 産 合 計	27,726,794
資 産 合 計	40,303,889	負債及び純資産合計	40,303,889

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,122,408
売 上 原 価		21,315,495
売 上 総 利 益		7,806,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,580,805
営 業 利 益		3,226,107
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,147	
受 取 配 当 金	70,121	
保 険 配 当 金	54,039	
そ の 他	69,465	209,775
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,014	
持分法による投資損失	16,549	
そ の 他	6,387	38,951
経 常 利 益		3,396,931
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,646	1,650
税金等調整前当期純利益		3,395,281
法人税、住民税及び事業税	1,614,123	
法人税等調整額	△443,429	1,170,694
当 期 純 利 益		2,224,587
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,224,587

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,251,279	2,423,069	18,791,662	△467,333	23,998,678
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△368,109		△368,109
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,224,587		2,224,587
自己株式の取得				△97	△97
自己株式の処分		843		3,648	4,491
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	843	1,856,478	3,550	1,860,872
当 期 末 残 高	3,251,279	2,423,913	20,648,141	△463,782	25,859,551

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,061,203	△29,971	643,031	1,674,262	27,088	25,700,029
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△368,109
親会社株主に帰属 する当期純利益						2,224,587
自己株式の取得						△97
自己株式の処分						4,491
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	96,908	99,460	△61,546	134,821	31,070	165,892
当 期 変 動 額 合 計	96,908	99,460	△61,546	134,821	31,070	2,026,764
当 期 末 残 高	1,158,111	69,488	581,484	1,809,084	58,158	27,726,794

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,955,985	流 動 負 債	7,105,114
現金及び預金	6,871,522	支払手形	211,801
受取手形	318,416	買掛金	2,506,753
電子記録債権	383	関係会社短期借入金	1,500,000
売掛金	5,400,076	一年内返済予定の長期借入金	100,000
仕掛品	338,817	未払費用	494,388
原材料及び貯蔵品	326,561	未払法人税等	602,646
前渡金	196,479	前受金	1,019,617
繰延税金資産	399,714	賞与引当金	147,067
その他	104,013	工事損失引当金	188,040
固 定 資 産	16,113,649	その他	334,798
有形固定資産	5,157,692	固 定 負 債	2,417,111
建築物	2,500,795	退職給付引当金	959,165
構築物	13,554	長期借入金	1,150,000
機械及び装置	79,297	繰延税金負債	307,896
車両運搬具	4,862	その他	50
工具、器具及び備品	122,584	負 債 合 計	9,522,225
土地	2,433,792	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,805	株 主 資 本	19,315,634
無形固定資産	162,332	資 本 金	3,251,279
ソフトウェア	120,217	資本剰余金	2,993,090
電話加入権	9,679	資本準備金	2,989,057
その他	32,436	その他資本剰余金	4,033
投資その他の資産	10,793,624	利益剰余金	13,129,001
投資有価証券	3,341,650	利益準備金	434,000
関係会社株式	6,853,956	その他利益剰余金	12,695,001
差入保証金	116,488	固定資産圧縮積立金	278,850
事業保険金	254,332	別途積立金	9,320,000
その他	229,168	繰越利益剰余金	3,096,151
貸倒引当金	△1,971	自 己 株 式	△57,737
		評価・換算差額等	1,173,616
		その他有価証券評価差額金	1,104,127
		繰延ヘッジ損益	69,488
		新 株 予 約 権	58,158
		純 資 産 合 計	20,547,409
資 産 合 計	30,069,635	負 債 及 び 純 資 産 合 計	30,069,635

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,426,490
売 上 原 価		16,322,617
売 上 総 利 益		3,103,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,079,362
営 業 利 益		1,024,510
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	630	
受 取 配 当 金	559,659	
保 険 配 当 金	31,183	
そ の 他	24,803	616,276
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,462	
有限責任事業組合運用損	16,549	
そ の 他	5,377	32,389
経 常 利 益		1,608,397
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	40,000	
投資有価証券評価損	1,646	41,646
税引前当期純利益		1,566,751
法人税、住民税及び事業税	657,000	
法人税等調整額	△285,561	371,438
当 期 純 利 益		1,195,313

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	3,251,279	2,989,057	-	2,989,057
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			4,033	4,033
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,033	4,033
当 期 末 残 高	3,251,279	2,989,057	4,033	2,993,090

	株主資本				
	利益剰余金				利益剰余金 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	434,000	278,850	9,320,000	2,268,947	12,301,798
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△368,109	△368,109
当期純利益				1,195,313	1,195,313
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	827,203	827,203
当 期 末 残 高	434,000	278,850	9,320,000	3,096,151	13,129,001

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△58,098	18,484,037	964,699	△49,410	915,289	27,088	19,426,414
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△368,109					△368,109
当期純利益		1,195,313					1,195,313
自己株式の取得	△97	△97					△97
自己株式の処分	458	4,491					4,491
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			139,428	118,898	258,327	31,070	289,397
当 期 変 動 額 合 計	360	831,597	139,428	118,898	258,327	31,070	1,120,995
当 期 末 残 高	△57,737	19,315,634	1,104,127	69,488	1,173,616	58,158	20,547,409

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

三精テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三精テクノロジーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三精テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月 9 日

三精テクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三精テクノロジー株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

三精テクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役 皆 木 啓 幸 ㊟

社外監査役 池 口 毅 ㊟

社外監査役 安 川 喜久夫 ㊟

社外監査役 垣 内 明 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭と致します。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき20円と致したいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、368,181,380円となります。(これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株につき30円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日と致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第4章 第22条(取締役会の招集権者及び議長)の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第22条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>	第4章 取締役及び取締役会 第22条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、 <u>取締役会の決議によって予め定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。 <u>②前項により定められた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役8名は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	なか がわ まこと 中 川 実 (昭和28年2月2日生)	昭和51年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成17年6月 同行執行役員企業情報部長 平成19年5月 当社顧問 平成19年6月 当社取締役副社長執行役員生産本部長兼 品質・安全管理部担当 平成20年6月 当社代表取締役副社長 平成20年8月 当社代表取締役副社長兼東京支店長 平成21年12月 当社代表取締役副社長 平成22年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	35,000株
2	おお し きみ ひろ 大志万 公 博 (昭和30年2月21日生)	昭和52年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成20年6月 当社東京支店副支店長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員東日本担当 平成22年4月 当社取締役常務執行役員企画室長 平成23年6月 当社代表取締役副社長兼企画室長 平成24年6月 当社代表取締役副社長兼品質本部長兼 保守サービス本部長 平成26年4月 当社代表取締役副社長兼品質本部長 平成28年4月 当社代表取締役副社長兼保守サービス本 部長 平成28年5月 当社代表取締役副社長 現在に至る	12,600株
3	ら ち のぼる 良 知 昇 (昭和34年5月7日生)	昭和57年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成23年4月 同行執行役員新宿西口法人営業第一部長 平成26年4月 同行常務執行役員本店営業本部 本店営業第一、第二、第九、第十部担当 平成28年5月 当社専務執行役員保守サービス本部長 兼生産本部副本部長 平成28年6月 当社取締役専務執行役員保守サービス本部 長兼生産本部副本部長 平成29年4月 当社代表取締役副社長兼企画室担当 兼保守サービス本部長 現在に至る	800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	え べ かず あき 江 部 一 昭 (昭和29年4月21日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年11月 当社設計本部第三設計部長 平成20年6月 当社執行役員遊戯機械事業本部副部長兼設計部長 平成21年6月 当社執行役員遊戯機械事業本部副部長兼設計部長兼遊戯機械事業本部技術部長 平成22年7月 当社執行役員遊戯機械事業本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員遊戯機械事業本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員遊戯機械事業本部長兼神戸事業所長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員遊戯機械事業本部長 現在に至る [重要な兼職の状況] 平成24年5月 ㈱サンエース 代表取締役社長	7,800株
5	おぎ の ひとし 荻 野 均 (昭和25年6月26日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年1月 当社理事第一事業本部第一設計部技師長 平成20年10月 当社執行役員舞台機構事業本部設計部技師長 平成23年6月 当社執行役員舞台機構事業本部舞台機構研究所長兼技師長 平成23年7月 当社執行役員技術研究所長兼技師長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長兼技術研究所長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員東京支店長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員舞台機構事業本部長 現在に至る	9,988株
6	お の ただ し 小 野 忠 司 (昭和28年2月27日生)	昭和56年5月 当社入社 平成19年6月 当社生産本部生産管理部業務管理室長 平成20年6月 当社生産本部生産管理部長 平成21年10月 当社執行役員生産本部生産管理部長 平成23年6月 当社執行役員遊戯機械事業本部副部長兼昇降機事業本部副部長 平成24年6月 当社取締役遊戯機械事業本部副部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員保守サービス本部長兼企画室担当 平成28年4月 当社取締役常務執行役員東京支店長兼昇降機事業本部長 平成29年4月 当社取締役常務執行役員東京支店長 現在に至る	8,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
7	アイアトン・ ウィリアム (昭和30年12月6日生)	昭和51年6月 東宝東和㈱入社 昭和54年3月 MOVIE/TV MARKETING㈱入社 昭和63年7月 ワーナーブラザーズ映画㈱入社 日本代表 平成18年6月 ワーナーエンターテインメントジャパン㈱ 代表取締役社長 平成26年12月 同社相談役 平成27年3月 同社相談役退任 平成27年4月 アイアトン・エンタテインメント㈱設立 代表取締役社長 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 平成27年4月 アイアトン・エンタテインメント㈱ 代表取締役社長	1,400株
8	おお の ただ し 大 野 忠 士 (昭和30年2月13日生)	昭和53年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成15年5月 同行本店上席調査役 （独立行政法人日本貿易保険出向） 平成18年4月 同行国際企業投資部長 平成20年8月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 （現筑波大学ビジネスサイエンス系）教授 平成24年6月 当社監査役 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 平成20年8月 筑波大学ビジネスサイエンス系 教授	4,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. アイアトン・ウィリアム氏および大野忠士氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、アイアトン・ウィリアム氏および大野忠士氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。また、両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 選任理由
- (1) アイアトン・ウィリアム氏は、企業経営者としてのグローバルで豊かな経験と高い見識を有しており、これらに基づく経営の監督を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 大野忠士氏は、国際ビジネス分野での豊富な経験とビジネス科学研究専門家として多様な知見を有しており、これらに基づく経営の監督を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. アイアトン・ウィリアム氏および大野忠士氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役池口毅氏は任期満了のため、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する株式の数
いけ ぐち つよし 池 口 毅 (昭和34年3月13日生)	平成3年4月 弁護士登録 平成3年4月 熊谷・高島・中川法律事務所 (現大阪西総合法律事務所)に入所 平成25年6月 当社監査役 現在に至る	2,700株

- (注) 1. 池口毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 池口毅氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 池口毅氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的経験から社外監査役の職務を適切に執行することができるものと判断しており、特に法令遵守について取締役会等において適切にご意見をいただきたいためであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断致します。
4. 当社は、池口毅氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。また、同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 池口毅氏の当社監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会において、取締役の報酬額として年額218百万円以内、監査役の報酬額として年額35百万円以内とすることでそれぞれご承認いただきました。その後、取締役の報酬額につきましては、平成26年6月27日開催の第64期定時株主総会において、年額30百万円の割当てを上限とする株式報酬型ストック・オプションの導入をご承認いただきました際に、取締役の報酬額（金銭部分）を年額218百万円から年額200百万円以内に減額を致しました。また、監査役の報酬額につきましては、10年間に亘り年額35百万円以内に据え置いております。一方で、当社事業の成長やグローバル化に伴い、事業内容や事業エリアは一段と拡大し、取締役および監査役の責務も増大しております。つきましては、これら諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）に、また監査役の報酬額につきましては、年額50百万円以内にそれぞれ改定をお願いするものであります。なお、ストック・オプションにつきましては、従来通り年額30百万円以内の割当てを上限とすることと致します。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものと致します。

なお、取締役の員数は、第3号議案が原案どおりご承認いただきますと引続き8名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は、第4号議案が原案どおりご承認いただきますと同じく4名（うち社外監査役3名）であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 2 番 1 号
メルパルク大阪 5 階「カナール」
電話 (06) 6350-2111
地下鉄御堂筋線 新大阪駅徒歩 5 分

